

平成 21 年 10 月 5 日

企業会計基準委員会 御中

あらた監査法人 品質管理部
アカウントティング・サポート・グループ「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」に対するコメント

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 21 年 8 月 7 日付で公表されました標記論点の整理（以下「論点整理」）について、意見を表明する機会をいただきお礼申し上げます。

当監査法人の意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

1. <論点 1-3-2> 負債の公正価値測定における不履行リスクの取扱い（44 項から 48 項）

【意見】 論点整理で提案されているとおり、公正価値はその定義上、市場参加者が取引を行うと想定した場合の独立した当事者間の価格を前提としており（論点整理 12 項）、不履行リスクは負債を移転する場合の価値に影響すること（論点整理 44 項）から、負債を公正価値で測定する場合には不履行リスクも含めるべきと考えられる。

しかし、どの負債を公正価値で測定するのかについては、2009 年 6 月に国際会計基準審議会（IASB）から公表されたディスカッション・ペーパー「負債の測定における信用リスク」において、当初認識時および事後的な測定において、あるいはどのような負債について信用リスクを考慮すべきであるかについて検討が進められており、わが国でもこの観点から議論を継続するべきであると考えられる。特に、「出口価値」により「公正価値」を定義した場合には、現実的に第三者に譲渡可能なことを前提としたデリバティブ負債および一定の流動性が高い

負債にしか、公正価値測定を適用できないのではないかと考えられる。

2. <論点 2-1>公正価値のヒエラルキー

(1) 公正価値のヒエラルキーの導入について

【意見】 公正価値ヒエラルキーを測定および開示に導入することにより、公正価値測定の透明性および比較可能性が高まり、また国際的な会計基準とのコンバージェンスに資すると考えられるため、これらを導入する方向で検討することに賛成である。

国際的な会計基準で示されているとおり、公正価値を3つのレベルに分け、公正価値測定に使用した評価技法やインプットを開示することは財務諸表利用者にとって有用であると考えられる。しかしながら、導入による便益と企業の負担の関係でその適切な水準の決定には実務慣行や評価技法等の成熟を要すると考えられる。したがって、我が国の取引慣行に対応した指針が設けられるべきであると考えられる。

(2) 「活発な市場」の概念について

【意見】 わが国の会計基準は、金融資産の時価の測定に関して「市場価格に基づく価額」と「合理的に算定された価額」の2層構造を採用しており、評価技法と公正価値のヒエラルキーを区別する国際的な会計基準の取扱いとは異なる（論点整理 73 項参照）。しかしながら、「市場価格に基づく価額」は、公正価値のヒエラルキーにおける「活発な市場における同一の資産に関する公表価格」（レベル1）と概ね対応していると考えられる。

ここで、国際的な会計基準においては、活発な市場とは、「継続的に価格情報を提供するために十分な頻度かつ数量で資産又は負債の取引が行われている市場」をいうとされている。また、市場が活発でなくなった場合に該当するかを判断する指針が示されている（論点整理 79 項参照）。一方、わが国の会計基準では市場価格がない場合を「実際の売買事例が極めて少ない資産」（金融商品実務指針 53 項）としている。

これらのことから、わが国が、国際的な会計基準において用いられている公正価値のヒエラルキーを導入した場合には、従来の「市場価格に基づく価額」とレベル1の「活発な市場」とが一致するかどうかについて疑問が生じる場合があると思われる。この点、国際的な会計基準では、論点整理 79 項に記載されているように、活発でない市場を判断する要素が例示され、同じく 80 項に記載されているように、秩序ある取引か否かの判断を行うためには企業が状況を評価する必要があるとして、秩序ある取引でないことを示す状況が例示され

ている。市場が活発でない状況の判断は困難なことが多いため、その判断指針が充実していることが望まれ、また国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から、これらの指針の導入について検討を進めるべきであると考えられる。

以上